

▶ **職業又は事業の内容**

改正犯罪収益移転防止法が施行される H25.4.1 以降において、  
取引時確認の一つとして新たに確認することが義務付けられた事項です（改正法 4 条 1 項 3 号）。

顧客が自然人のときは「職業」を、顧客が法人のときには「事業の内容」を確認することとされています。

**【確認する際の項目】**

職業及び事業内容について、どこまでの分類・項目を確認すればよいのかは、法令での定めはありません。  
なお、国土交通省では、宅地建物取引業者が不動産取引に係る特定取引を行う際に職業又は事業の内容を確認する際の項目・類型について、参考例を示しています（H24.12.21 付け不動産業課長通知）。

※）参考例と異なる類型として確認することを妨げるものではありません。

顧客区分	職業又は事業内容の参考例
個人	会社役員／団体役員、会社員／団体職員、公務員、自営業、無職、その他
法人	不動産業、建設業、製造業、サービス業、運輸業、卸売／小売業、金融／保険業、その他

(H24.12.21 付け不動産業課長通知 別添 1 [表 4] より)

**【確認方法】**

顧客が個人又は人格のない社団・財団のときは、顧客等からの申告によって確認することとされています。  
顧客が法人のときには、定款等の書面によって確認しなければなりません（改正省令 9 条）。

顧客区分	確認内容	確認方法	
個人	職業	申告	顧客又は取引担当者、代理人等から申告を受けて確認する
人格のない社団又は財団	事業の内容		
国内法人	事業の内容	書面	定款、登記事項証明書のほか、法令の規定によりその法人が作成することとされている書類若しくは官公庁から発行又は発給された書類でその法人の事業内容の記載があるもののいずれか又はその写しを確認する
外国法人	事業の内容	書面	国内法人の場合と同様の方法のほか、外国の法令の規定により作成することとされている書類又は日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関が発行した書類で、その法人の事業内容の記載があるものを確認する

※顧客が改正法 4 条 5 項で規定する「国等」であるとき（人格のない社団又は財団を除く）は、事業内容の確認は不要です。

【関係条文】 ※) H25.4.1 施行の改正犯罪収益移転防止法の条文より抜粋

### ○犯罪収益移転防止法

(取引時確認等)

第4条 特定事業者(略)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第2号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(略)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)
- 二 取引を行う目的
- 三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容
- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2～6(略)

### ○犯罪収益移転防止法施行規則

(職業及び事業の内容の確認方法)

第9条 法第4条第1項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法のうち同条第1項第3号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人又は人格のない社団若しくは財団である顧客等 当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法
- 二 法人である顧客等(次号に掲げる者を除く。) 当該法人の次に掲げる書類(ハに掲げる書類及び有効期間又は有効期限のないニに掲げる書類にあつては特定事業者が確認する日前6月以内に作成されたものに、有効期間又は有効期限のあるニに掲げる書類にあつては特定事業者が確認する日において有効なものに限る。)のいずれか又はその写しを確認する方法
  - イ 定款(これに相当するものを含む。次条第2項第1号において同じ。)
  - ロ イに掲げるもののほか、法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
  - ハ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類)
  - ニ ハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの
- 三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等 前号に定めるもののほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法
  - イ 外国の法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
  - ロ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前6月以内に作成されたものに限る。)